



第4期教育振興基本計画期間中の 教育施策の動向について

令和8年10月19日

第1回中央教育審議会教育振興基本計画部会 会議資料

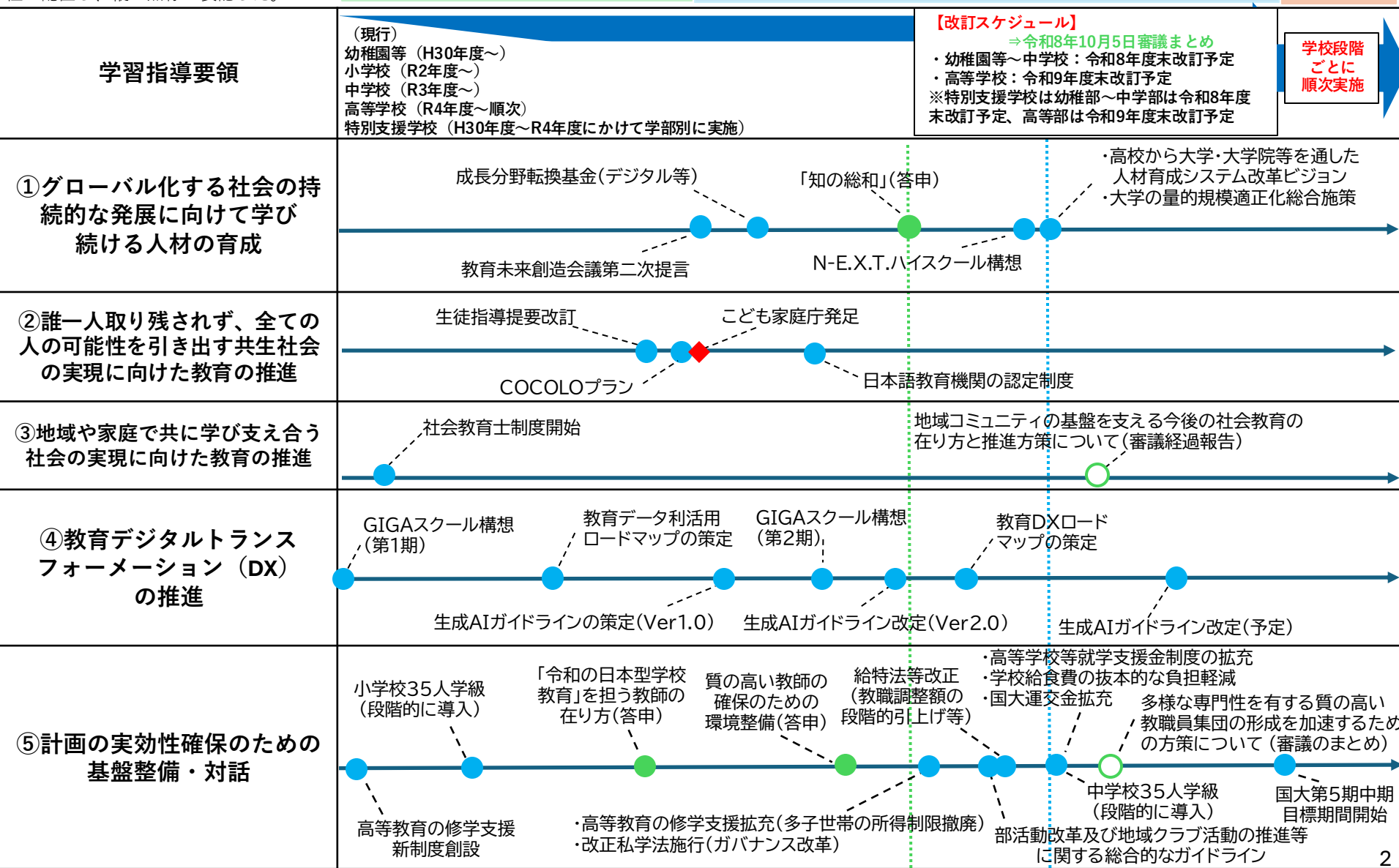
第4期教育振興基本計画前後の主な政策展開



文部科学省

※第4期計画期間前後の主な動向を、第4期計画の5つの基本的な方針を軸に整理したもの。
答申など横断的なものは関連が深い方向性に配置し、縦の点線で表記した。

2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
第3期教育振興基本計画			第4期教育振興基本計画					第5期



第4期計画期間中の中央教育審議会における審議状況（1）



中央教育審議会における答申

第4期計画期間中においては、これまで主に以下の2つの答申が行われている。概要は以下のとおり。

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について

～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（令和6年8月27日）

- 教師不足や長時間勤務など教師を取り巻く環境の厳しさを踏まえ、教職の魅力向上と質の高い教師の確保に向けた方向性を整理し、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に推進する、質の高い教育環境の構築に向けた方策を提示。

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和7年2月21日）

- 急速な少子化や社会変化を踏まえ、高等教育が目指す姿として我が国の「知の総和」の向上を掲げ、教育研究の質の更なる高度化、高等教育全体の規模の適正化、地理的・社会経済的な高等教育へのアクセス確保の3点を軸に今後の高等教育政策の目指すべき方向性を示し、学修者本位の教育の更なる推進、高等教育機関間の再編・統合の推進、地域の人材育成について議論を行う地域構想推進プラットフォームの構築など、具体的方策を提示。

中央教育審議会への諮問を受けて開かれている会議体

これからの教育政策に関する議論を行う場として、現在開かれている主な会議体は以下のとおり。

生涯学習分科会 社会教育の在り方に関する特別部会

- 令和6年6月に諮問した、地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について、御議論をいただいている。
- 諮問内容は主に、①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策、②社会教育活動の推進方策、③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方、について
- 令和8年8月21日、第144回中央教育審議会総会で審議経過を報告。

（次ページに続く）

第4期計画期間中の中央教育審議会における審議状況（2）



中央教育審議会への諮問を受けて開かれている会議体（続き）

初等中等教育分科会 教育課程部会

- 令和6年12月に諮問した、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について、御議論をいただいている。
- 諮問内容は主に、①質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方、②多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方、③各教科等やその目標・内容の在り方、④教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策、について。
- 令和8年10月20日、第145回中央教育審議会総会で審議まとめを報告予定。

初等中等教育分科会 教員養成部会

- 令和6年12月に諮問した、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について、御議論をいただいている。
- 諮問内容は主に、①社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方、②教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方、③多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方、について。
- 令和8年10月20日、第145回中央教育審議会総会で審議のまとめを報告予定。

新規 教育振興基本計画部会

- 次期（令和10年度から令和14年度）の教育振興基本計画の策定及び円滑な実施について御議論いただく。
- 諮問内容は主に、①今後の教育政策に関する基本的方向性、②基本的な方針と主な施策、③実効性の確保・向上、について。

新規 初等中等教育分科会 学校安全部会

- 次期（令和9年度から令和13年度）の学校安全の推進に関する計画の策定及び円滑な実施について御議論いただく。
- 諮問内容は主に、①現行計画策定後の社会の状況の変化等に基づき、今後改善すべき点や新たに追加すべき点、②安全教育の取組の推進と、全国的な質の向上に向けた方策、③組織体制の整備や、教職員の資質・能力の向上方策、について。

第4期計画期間中の主な法改正や基本方針の公表など（1）



1. 教育段階横断的取組

高校から大学・大学院等を通じた人材育成システム改革ビジョン （令和8年4月27日）

- 高校から大学・大学院までを通じた人材育成の在り方に関する基本的なビジョンを公表
- ▷ AX時代の産業構造や人材需要の変化を踏まえ、高校から大学・大学院等まで一貫した改革を推進。産学官の連携により「人への投資の好循環」を創出し、持続可能な経済成長を目指す。
- ▷ 産業界や自治体、地域の高校・高専・大学等が協働し、高校・大学等を通じた文理分断からの脱却や大学・高専における理工・デジタル系人材の育成、地域の産業ニーズに対応した実践的職業人材の育成などAX時代における産業基盤を支える人材育成に向けた高校教育と高等教育の一体的改革、「成長分野」を牽引する科学技術人材・クリエイティブ人材の育成、「人材力」の基盤となる環境整備を推進。

日本語教育機関の認定制度・認定日本語教育機関の教員資格の創設

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）
- ▷ 日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

切れ目のない教育費の負担軽減

- **学校給食費の抜本的な負担軽減**：給食費負担軽減交付金を創設し、都道府県に対し交付する（令和8年4月）
- **高等学校等就学支援金制度の拡充**：高校生等に対する授業料支援について、収入要件を撤廃した上で、支給限度額の引き上げ等を実施。（高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号））
- **高等教育の修学支援新制度の拡充**：多数の子等の教育費を負担している世帯における負担の軽減を図るため、子供を3人以上扶養している多子世帯の学生に対し所得制限なく、大学等の授業料・入学金を一定額まで減免する制度を実施。（大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第17号））

2. 初等中等教育段階

小学校・中学校の35人学級

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第7号）
- ▷ 令和3年度から学年ごとに段階的に小学校35人学級を実施し、令和7年度に完成。中学校においても、35人学級の実施を令和10年度までに段階的に実施していく。

学校における働き方改革の一層の推進と教師の処遇改善

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）
- ▷ 教師の確保と学校教育の質の向上を目的として、教職調整額の段階的引上げ、学校における働き方改革の更なる推進、主務教諭の職の新設等の措置を講ずる。

（次ページに続く）

第4期計画期間中の主な法改正や基本方針の公表など（2）



2. 初等中等教育段階（続き）

デジタルな形態を含む教科書の導入

- 学校教育法等の一部を改正する法律（令和8年法律第37号）
▷教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図るため、デジタルな形態を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

部活動改革

- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）
▷令和8～13年度を「改革実行期間」と設定し、急激な少子化や学校における働き方改革が進む中でも、将来にわたって生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実を図るため部活動改革を推進。休日に実施する部活動については、原則として、令和13年度までに全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。（主に公立中学校が対象）

高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）

- ～2040年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～
 - 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を公表（令和8年2月13日）
▷人口減少やデジタル技術の進展など、社会環境の急速な変化を踏まえ、高校教育改革に関する改革の必要性、方向性、中核となる支援策について基本方針を示す。

3. 高等教育段階等

学校法人、国立大学法人のガバナンスの強化

- 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）
▷学校法人の理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、また、大規模な国立大学法人に運営方針会議を設置するなど、ガバナンス改革を推進。

大学の量的規模適正化総合施策

- 令和8年度から令和12年度の5年間を第Ⅰ期、令和13年度から令和17年度を第Ⅱ期とする「大学の量的規模適正化総合施策」を公表（令和8年2月）
▷急速な18歳人口の減少や産業構造の変化を見据え、大学の規模の適正化を図りつつ、理工・デジタル系人材育成や地域を支える人材育成など、学修分野及び大都市・地方それぞれの人材育成機能のバランス等を図るための総合施策を公表。

専修学校専門課程における教育の充実

- 学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）
▷専修学校における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

第4期計画期間中の文部科学省以外の教育関係の基本方針など



教育政策に関する議論は、文部科学省のみならず、他府省庁等でも行われている。

第4期計画において、これまでに与えられた主なまとめとその概要は以下のとおり。

教育未来創造会議

未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）（令和5年4月27日）

- コロナ後のグローバル社会を見据え、人への投資の観点から、日本人学生の海外派遣と外国人留学生の戦略的受入れの推進、留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備、教育の国際化を一体的に推進し、人的交流の活性化や多様性のあるイノベーション人材の育成強化を図り、新たな価値を持続的に創出する社会を構築する方策を提示。

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定）

- 研究力の低下や研究開発投資の伸び悩みなどを踏まえ、科学研究と社会実装を一体的に推進し、科学の再興、技術領域の戦略的重点化、産学官連携や国際連携の強化等を通じて、科学技術を国力の源泉とする国となるための方向性と施策を提示。

人工知能基本計画（令和8年7月14日閣議決定）

- 世界で最もAIを開発・活用しやすい国を目指し、政府一丸でAI推進に必要な体制を構築するとともに、あらゆる制度や運用を先導的に見直すための施策を提示。AIの利活用や開発を担う人材として、全ての国民がAI適正活用人材を目指すとともに、AIを進める上で中核となるAI実装人材、研究開発やガバナンスの担い手など、人材像を整理し、産学官で質・量の両面から育成・確保に取り組むことや、判断責任を果たす人的主体性を中核に「人間力」の向上を図ることとしている。

こども家庭庁

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）、こどもまんなか実行計画（毎年決定）

- 「こども大綱」は、こども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもの。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。
- 「こどもまんなか実行計画」は、こども大綱の下、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、政府が次の1年間で特に重点的に取り組むべき施策の基本的方向性や具体的施策を取りまとめたもの。毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図る。

デジタル庁他

教育DXロードマップ（令和7年6月13日）

- 「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の実現を目指し、デジタル技術や教育データの活用を通じて、教職員の業務効率化による負担軽減と個別最適な学び・協働的な学びの充実を図るとともに、学習履歴の活用や教育データの標準化・連携を進め、生涯にわたり学びを支える人材育成システムへの転換に向けた施策の方向性と工程を示す。

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日）

- 国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指し、来日前の日本語教育の充実、大人（労働者・生活者）・子供に対する日本語教育の充実をはじめ、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処などの取組により、安全・安心な社会の実現を目指す。